

## 1. 認定農業者制度について

(1) 次の者が認定農業者として対象となるか否か教示願いたい。

(既存の農業従事者)

- ① 自作地を所有せず、利用権を設定した借入地のみで耕作を行っている者（個人、農業法人、一般法人）
- ② 自作地を所有せず、処分権がある作業受託のみで耕作を行っている者（個人、農業法人、一般法人）
- ③ 自作地を所有せず、処分権のない作業受託のみで耕作を行っている者（個人、農業法人、一般法人）
- ④ 自作地を所有せず、契約により農業者に生産を委託し、農産物を管理・販売している者（個人、農業法人、一般法人）
- ⑤ 生産調整を実施せずに、借地や作業委託による耕作等を行っている者（個人、農業法人、一般法人）

(新規就業者)

- ⑥ 自作地を所有せず、利用権を設定した借入地のみで耕作を行う計画をしている者（個人、農業法人、一般法人）
- ⑦ 自作地を所有せず、処分権のある作業受託のみで耕作を行う計画をしている者（個人、農業法人、一般法人）
- ⑧ 自作地を所有せず、処分権のない作業受託のみで耕作を行う計画をしている者（個人、農業法人、一般法人）
- ⑨ 自作地を所有せず、契約により農業者に生産を委託し、農産物を管理・販売する計画をしている者（個人、農業法人、一般法人）
- ⑩ 生産調整を実施せずに、借地や作業委託による耕作等を行う計画をしている者（個人、農業法人、一般法人）

(答)

1 認定農業者制度においては、農業経営基盤強化促進法上、市町村は、農業者から農業経営改善計画の認定の申請があった場合において、当該農業経営改善計画が、

- ① 基本構想に照らし適切であること
- ② 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること
- ③ その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること

の全ての要件に該当するものであると認めるときは、その認定をすることとされている。

2 この場合、申請者は「農業経営を営み、又は営もうとする者」に限られていることから、当該申請者が現に農業経営を営んでいる者又はこれから営もうとしている者ではないと考えられる場合には、1の認定要件の適合性の判断以前に、法律上、認定の対象となり得ないものである。

具体的には、③・④・⑧・⑨のケースは、具体的な内容が不明ではあるが、一般論として、農業経営を営んでいるとは考えられないため、認定の対象となり得ないものと考えられる。

3 なお、上記の認定基準のうち「その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること」については、地域における水管理等の実態から、生産調整対策が考慮されていない場合は当該基準を満たすことは困難であることから、

① 「水田農業構造改革対策等の生産調整対策が考慮されていない計画」は、認定要件に該当すると認められない（「農業経営基盤強化促進法の施行について」（平成5年農林水産事務次官依命通知）第5の4の(2)）

② 認定農業者が「生産調整対策を考慮しない経営を行うことにより、その地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で著しい支障となっている場合には、事案によっては農業経営改善計画の取消事由に該当する」（「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について」（平成15年経営局長通知）第1の3の(2)）

との考え方を示してきたところである。

また、この「生産調整対策が考慮」されているか否かの判断は、

① 認定申請者等の水稲の実作付けが、当該認定申請者等に配分された生産目標数量を換算した生産目標面積の範囲内であるか否かの観点からなされるのが適当

② 新たな需給調整システム下における生産調整の実施確認の基準となる生産目標数量については、生産調整方針作成者が自ら決定することとなることから、今後は、認定申請者等が、地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成・確保等の将来方向を明確にしたビジョンと整合の取れた生産調整方針に参加しているか、又は生産調整方針を自ら作成しているかを考慮することが必要

との考え方を示してきたところである（「米政策改革の下での平成18年産以降における需給調整の的確な推進について」（平成17年生産局長・経営局長・総合食料局長通知）1の(1)）。

したがって、⑤・⑩のケースは、具体的な内容が不明ではあるが、一般論としては、認定基準に該当しないものと考えられる。

## 1. 認定農業者制度について

(2) コントラクター及び生産調整を実施しない農業経営者についても、農業の活性化に資する農業経営改善計画を作成した者については、認定農業者とすべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 認定農業者制度は、自ら農業経営の改善を計画的に行おうとする者に対し、重点的に支援措置を講じ、もって効率的かつ安定的な農業経営を育成しようとするものであり、従来、農地の権原を有さず、農作業受託のみを行う者の取扱いが必ずしも明確でなかったところであるが、現下の農業政策が経営の実体に着目した支援を行う方向にシフトしつつあることを踏まえ、先般、コントラクターのような農作業受託のみを行う者であっても、主な基幹作業を受託し、収穫物の処分権を有している等農業経営の実体を有していれば、認定農業者として認められ得るよう措置したところである（「農業経営改善計画の認定に当たっての作業受託の取扱いについて」（平成18年経営局長通知））。

2 なお、認定農業者制度と生産調整対策との関係は、認定農業者の認定基準のうち「その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること」について、地域における水管理等の実態から、生産調整対策が考慮されていない場合は当該基準を満たすことは困難であることから、

① 「水田農業構造改革対策等の生産調整対策が考慮されていない計画」は、認定要件に該当すると認められない（「農業経営基盤強化促進法の施行について」（平成5年農林水産事務次官依命通知）第5の4の(2)）

② 認定農業者が「生産調整対策を考慮しない経営を行うことにより、その地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で著しい支障となっている場合には、事案によっては農業経営改善計画の取消事由に該当する」（「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について」（平成15年経営局長通知）第1の3の(2)）

との考え方を示してきたところである。

また、この「生産調整対策が考慮」されているか否かの判断は、

① 認定申請者等の水稲の実作付けが、当該認定申請者等に配分された生産目標数量を換算した生産目標面積の範囲内であるか否かの観点からなされるのが適当

② 新たな需給調整システム下における生産調整の実施確認の基準となる生産目標数量については、生産調整方針作成者が自ら決定することとなることから、今後は、認定申請者等が、地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成・確保等の将来方向を明確にしたビジョンと整合の取れた生産調整方針に参加しているか、又は生産調整方針を自ら作成しているかを考慮することが必要

との考え方を示してきたところである（「米政策改革の下での平成18年産以降における需給調整の的確な推進について」（平成17年生産局長・経営局長・総合食料局長通知）1の(1)）。

したがって、生産調整を実施しない農業者は、一般論としては、認定基準に該当しないものと考えられる。

## 1. 認定農業者制度について

(3) 市町村において、認定要件である農業経営改善計画の認定判断が、様々異なっていることについて、問題意識をお持ちか否か伺いたい。併せて、市町村の認定判断については、明確化・統一化すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 認定農業者制度は、市町村基本構想に示された地域において育成すべき農業経営を目指して、自らの農業経営基盤の強化を図り、自らの農業経営の改善を計画的に行おうとする者に対し、重点的に支援措置を講じ、もって効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るものである。

こうした観点から、農業経営改善計画の認定は、新規認定・再認定を問わず、地方自治法第2条第8項による市町村の自治事務として位置付けられているものであり、国としては「農業経営基盤強化促進法の施行について」（平成5年農林水産事務次官通知）第5の4等により、農業経営改善計画の認定に関する一定の基準を示し、明確化しているものの、認定の最終的な判断は市町村が行うものとされているところである。

2 このため、例えば、法律上明確化されている認定要件の1つである「農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること」の具体的な適用に当たり、認定申請者の年齢や青色申告の実施の有無といった独自の客観的な判断基準を設けている市町村も見受けられるところであるが、このような基準の導入については、それぞれの地域の実情に応じ担い手の育成を図るといふ認定農業者制度の趣旨に照らしても、基本的には、各市町村の判断に委ねられるべきものであると考えている。

したがって、農業経営改善計画の認定判断について、全国で統一的な運用を行うことは、受け入れられるものではない。

3 しかしながら、認定農業者制度の運用に当たって、よく似た経営を営む農業者であっても、住む市町村が異なった場合、認定の仕方にバラツキがあるといった問題点が指摘されていることは了知しているところであり、これまでも、有識者などからなる第三者機関の意見を聴くなどにより、認定手続の透明性の確保と認定のバラツキの解消を行うことなど、運用改善のための指導を行ってきたところである。その結果、17年3月末現在で、63%の市町村が第三者機関を「設置済み」（前年比15%増）、また、17%の市町村が「設置について検討」と、改善が図られているところである。

## 1. 認定農業者制度について

(4) 農業経営改善計画の認定・再認定を厳格化するため、市町村による認定・再認定を改め、学識経験者等の第三者による審査及び認定・再認定を行うべきと考えるが、見解を伺いたい。また、計画については、長期事業ヴィジョン（5年超）や高齢者においては後継者対策についても要件とすべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 認定農業者制度は、市町村が、地域において育成すべき農業経営の目標所得額等の経営指標等を定めた基本構想に照らして認定し、各種の支援措置を重点的に実施する仕組みとなっている。これは、認定農業者に対する支援措置として、国民の負担による補助や低利融資等を行うこととされている中であって、行政の公平性・透明性の確保の観点から、一定の行政による関与（認定）は必要であり、そのためには、地域の実情を十分に把握している市町村が認定を行うのが最も適当であるとの考えによるものである。
- 2 しかしながら、市町村内における認定プロセスの透明性の確保、認定審査のバラツキの解消の観点から、ご指摘のような第三者による審査の有効性は十分認識しており、従来から、認定の審査に当たって第三者機関からの意見聴取の実施について指導を行ってきたところである。その結果、17年3月末現在で、63%の市町村が第三者機関を「設置済み」（前年比15%増）、また、17%の市町村が「設置について検討」と、改善が図られているところである。
- 3 また、農業経営改善計画の有効期間は5年であるが、これは、計画は達成可能な内容であることが必要であり、その見込みがたつ範囲として5年とされているものであり、これ以上長期のビジョンの策定を要件化しても、計画達成の可能性が希薄となり、市町村における審査が困難になるばかりか、農業者にとっても長期にわたる経営計画の作成等新たな負担を強いることとなるため、適当でない。
- 4 さらに、認定農業者制度は、農業経営の改善を図ろうとする意欲のある者が、自らの経営について、その改善の方向性を計画として表し、認定を受けるものである。したがって、制度の趣旨からして、高齢農業者であっても、農業経営改善計画には、あくまで当該農業者個人としての経営改善の内容を記載するのが適当であり、仮に後継者が農業を引き継いだ場合には、その時点で当該後継者が認定農業者となるべきものである。

## 1. 認定農業者制度について

- (5) 再認定にあたっては、真に経営努力を継続した者のみが再認定を受けることが出来るようにし、そうでないものは一定期間認定を与えないなどのペナルティを与えるべきと考えるが、見解を伺いたい。（一定期間後の再チャレンジは可能とするという前提で見解を伺いたい。）
- (6) 再認定にあたっては、会計基準の導入等により厳格な再認定要件を定め、再認定判断を明確化・統一化すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 認定農業者に関しては、再認定以前に、まず、その認定農業者の作成した農業経営改善計画が着実に達成されることが重要である。特に、今般の品目横断的経営安定対策の導入等、認定農業者に対する施策の集中化・重点化が進む中、従来にも増して、認定農業者制度等の適切な運用を図り、効率的かつ安定的な農業経営に向けた取組の着実な実施を確保する必要がある。
- 2 このため、「品目横断的経営安定対策の導入に伴う認定農業者制度等の適切な運用の推進について」（平成18年6月27日付け18経営第2053号農林水産省経営局長通知）第1の1により、
  - ① 市町村は、その認定に係るすべての農業経営改善計画について、原則として毎年、少なくとも当該計画の有効期間の中間年（3年目）には必ず、当該計画の「目標を達成するためにとるべき措置」に記載された事項が着実に実施されているか否かについて把握
  - ② 市町村は、①の把握の結果、その取組努力が不十分であると判断される場合には、地域担い手育成総合支援協議会等と連携しつつ、当該農業経営改善計画に係る認定農業者に対して、的確な指導・助言その他の支援を実施
  - ③ 市町村は、②の支援の実施後、例えば1年程度経過しても、なお経営改善に向けた取組状況に改善が見られない場合には、適切に認定の取消しを行うことが望ましいとの指導を行っているところである。
- 3 なお、農業経営改善計画の期間を満了した認定農業者が、再度、認定農業者になろうとする場合には、新たな農業経営改善計画を作成し、市町村に申請することとなるが、この場合、市町村は、新たな計画が認定要件に該当するか否かについて、前回の認定計画の達成状況も加味しつつ、市町村基本構想に照らして改めて判断することとなっており、各地域の農業の実態を無視して、国が再認定に関する要件を画一的に統一することは、規制強化にもなり適当でない。
- 4 仮に、取組努力が不十分であるとの判断により認定を取り消されたり、再認定を受けることができなかった農業者から、再度、新たな農業経営改善計画の認定申請があった場合には、市町村は、認定の要件の1つである「その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること」について、前回の取消や再認定を受けられなかった事情を考慮した上で審査することとなるため、本人の計画達成の確実性が確認できるまでの間は認定しない等実質的なペナルティを講じる仕組みとなっていることから、再認定にあたっての特別な要件は必要ないものと考えている。